

# 神石高原町住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業の概要

平成28年4月1日

## 1 補助事業の趣旨

住民の自然エネルギー利用を積極的に支援することにより、地球環境の保全と環境問題についての住民意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム等を設置する場合に、予算の範囲内において補助を行います。

## 2 交付対象者

- (1) 自ら居住する町内の住宅（店舗、事務所との兼用家屋を含む。）に「太陽光発電システム」又は「太陽光発電システム及び省エネ設備」（住宅の新築に合わせた設置を含む。）を設置する方、若しくは「システム」又は「システム及び省エネ設備」が設置された町内の建売住宅を購入する方。
  - (2) 町税等の滞納がない方（世帯全員）
  - (3) 電力会社と電灯契約を締結し、かつ余剰電力の受給契約を締結する方
  - (4) 町が実施する国内クレジット制度に基づく排出削減事業について参加の意思を表明する方。
  - (5) 期限内にすべての手続きを完了することができる方
- ※補助は、1住宅につき1補助事業とし、かつ、1申請者当たり1回限りとする。

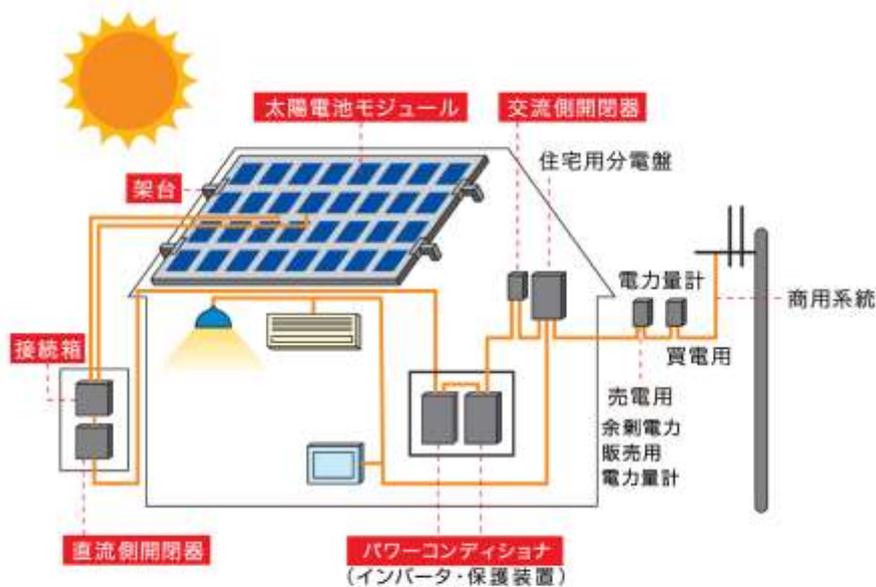
## 3 補助対象設備

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。
- (2) 太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の太陽電池システムであること。
- (3) 太陽電池システムは、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書の要件に適合し、J-PECに登録されていること。
- (4) エネルギー表示機（モニター）を設置すること。
- (5) 省エネルギー設備は別表に掲げる設備のうち、1つ以上を導入すること。
- (6) 対象設備は、未使用品であること。

別表

省エネルギー設備	備考
発光ダイオード（LED）照明器具	一体的な導入（居室又は場所単位） 複数灯設置 （LED電球への取替は対象外）
断熱材（厚み：20mm以上）	一体的な導入（居室かつ箇所単位）
複層ガラス	一体的な導入（居室単位）
窓ガラス用熱遮断フィルム	
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	

上記以外の省エネルギー設備であっても、町長が認める場合には補助対象とする



住宅用太陽光発電システムイメージ図

 出典：太陽光発電普及拡大  
 センターHP

## ≪補助対象経費≫

**太陽光発電システム**

太陽電池モジュール，架台，インバータ，保護装置，接続箱，直流側開閉器，交流側開閉器，余剰電力販売用電力量計，エネルギー表示機（モニター），配線・配線器具の購入・据付，設置工事に係る費用

**省エネ設備**

省エネルギー機器等，配線・配線器具の購入・据付，設置工事に係る費用

## 4 補助金額

設置区分	補助金額	限度額
システムのみ	40,000円/kW (1,000円未満切捨て)	16万円
システム及び 省エネ設備	50,000円/kW (1,000円未満切捨て)	20万円

## 5 手続きについて

 (1) 補助金交付申請について **補助金交付申請書（様式第1号）**

申請期限：11月末（先着順）

- 既存の住宅，新築の住宅にシステム等を設置する場合  
 工事着手の前（原則10日前まで）に必要な書類を添えて提出してください。
- システムつき住宅を購入する場合

売買契約後、代金の支払い及び電力受給契約を交わす前に必要書類を添えて提出してください。

**※補助対象者の決定方法**

先着順で決定します。なお、申込み（補助金申請）金額が補助予定金額を超えた場合は、その当日に提出された申請書すべてを審査し、条件に適合しているものを対象に抽選を実施し、予算の範囲内の金額で決定します。

(2) 申請内容を変更（中止・廃止）する場合

変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）

交付決定後、申請内容を変更又はシステムの設置を中止する場合は速やかに変更承認（中止・廃止）申請書に必要書類を添えて提出してください。

(3) 補助金実績報告について 補助金実績報告書（様式第6号）

システム等の設置が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助金交付決定の日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて提出してください。

(4) 補助金の支払いについて

町から補助金交付確定通知書を受けたら、補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。

町で確認後、補助金を交付します。

(5) その他（協力の要請等）

補助金の交付を受けた方は、神石高原町住宅用太陽光発電システム使用状況報告書の提出にご協力ください。

## 6 問合せ先

〒720-1522

神石郡神石高原町小畠2025番地

神石高原町 環境衛生課

電話0847-89-3336

FAX0847-85-3394

- 悪質な訪問販売などにご注意ください。町では販売業者などの登録や指定は一切行っておりません。

## ●住宅用太陽光発電システム等設置費補助金手続きの流れ

